

第22回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年4月25日（月）8時57分～9時52分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

農業委員 ⑨富永 勝志

5 議事日程

諮問第 2号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
諮問第 3号 農業経営改善計画の認定について
議案第16号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
報告第 2号 許可を要さない転用について
報告第 3号 農地の転用事実に関する登記官からの照会について
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第20号 非農地証明願いについて
議案第21号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第22回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、3番石原勇一郎委員、4番園田勇一委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第22回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は3月25日、鹿児島市で、鹿児島県農業会議通常総会が開催され、出席しました。また4月20日鶴翔高校で、農業後継者育成対策協議会監査があり、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところをお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4，諮問第2号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第2号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。

諮問のとおり変更することに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5，諮問第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第3号について、説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ございませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6 議案第16号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。但し7番高原熊夫委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（京田 雄哉）

議案第16号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第4号についてご説明いたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長（石坂 務）

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（石坂 務）

次に議事参与分を審議いたしますので、7番高原熊夫委員は退席を願います。

（7番高原熊夫農業委員退席）

議長（石坂 務）

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課（京田 雄哉）

それでは引き続き議事参与分についてご説明いたします。

（資料にて説明）

説明は以上です。

議長（石坂 務）

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

7番高原熊夫委員の着席を認めます。

(7番高原熊夫農業委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第7, 報告第2号 許可を要さない転用についてを議題といたします。これは、農地法第4条第1項ただし書きに該当する転用であるとして、届出があったものです。

整理番号1の件は、農機具や作物を格納する農業用倉庫の転用であります。平成11年から既に建築されておりましたが、届出がなされておらず、今回届出をしていたものであります。事務局より説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第2号について、説明をいたします。本件は許可を要さない転用ですが、現在届出がなされている農地が、農業振興地域内の農用地区域内にあることから、農用地利用計画の軽微な変更、いわゆる用途変更を行う必要があります。しかし用途変更がされていないため、当該手続きを行うよう届出者に指導していくことになっております。以上です。

議長 (石坂 務)

事務局から説明のとおり、報告第2号許可を要さない転用については、適当と認め受理しましたので報告いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8, 報告第3号 農地の転用事実に関する登記官からの照会についてを議題といたします。

本件は、3月24日に鹿児島地方法務局出水出張所より、農地の転用事実に関する照会があり、2週間以内に回答する必要があることから、農地に該当しない旨会長専決により回答したものです。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第3号について説明します。報告第3号は、農地の転用事実に関する登記官からの照会について、今回鹿児島地方法務局出水出張所登記官より照会が2件あったため報告するものです。これは登記地目が農地である土地に、農地以外の地目への地目変更申請があった時に、転用許可の有無、農地の状況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

それでは整理番号順に説明いたします。

事務局（岩崎 展幸）

まず整理番号1の案件です。本件は令和4年3月22日付け日記第56号で照会があったものです。地目は畑、面積は179㎡、変更後の地目は山林です。現地確認につきましては、令和4年3月29日に白肌推進委員と事務局2名で行い、対象地が自生したと推測される雑木や竹が繁茂しており、耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいと確認し、農地以外の現況であったことから違反転用ではないと判断し、転用に関する許可を得る必要が無い案件であること、原状回復命令をする必要が無いことを確認しております。

次に整理番号2の案件です。本件は令和4年3月22日付け日記第57号で照会があったものです。地目は畑、面積424㎡、変更後の地目は山林です。現地確認につきましては、令和4年3月29日に小田推進委員と事務局2名で行い、対象地が自生したと推測される雑木や竹が繁茂しており、耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいと確認し、農地以外の現況であったことから違反転用ではないと判断し、転用に関する許可を得る必要が無い案件であること、原状回復命令をする必要が無いことを確認しております。

この転用事実に関する登記官からの照会の処理につきましては、2週間以内に回答することが国の通知で決められておりますので、会長専決事項として調査結果を回答したことを報告します。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。本件については、登記官に対し、農地に該当しない旨回答したことを報告します。

議長（石坂 務）

日程第9，議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（奥 裕太）

それでは、議案第17号についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が3件です。

整理番号1について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、経営規模の拡大です。譲受人は、現在、夫と共にバレイショを生産されており、年間250日程度農業に従事されております。申請地でも夫と共にバレイショを生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

次に整理番号2について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、相手側の要望です。譲受人は、現在、妻とともに米やサツマイモを生産されており、年間250日程度農業に従事されております。申請地では、果樹を生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

事務局（奥 裕太）

次に整理番号3について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定であり、申請地では、文旦を生産する計画で労働力、下限面積等につきましても許可要件を満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

10番委員（樫八重 玲子）

議案第17号にかかる調査は、4月11日に、8番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第10、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。それでは説明いたします。

事務局（岩崎 展幸）

整理番号1について、申請人は、〇〇 〇〇氏です。本件は営農型太陽光発電施設への一時転用です。平成28年5月に本申請地で営農型太陽光発電施設を目的として転用期間3年間で許可を受けられており、許可期間更新のための申請であります。本申請地は阿久根市役所三笠支所から南東約〇〇kmのところに位置しており、農用地区域内農地に該当します。それでは営農型太陽光発電施設の許可条件について説明いたします。

別紙の資料をご覧ください。許可の条件は、ア転用期間は3年であること、イ簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が最小限であること、ウ下部の農地における営農の適切な継続が確実であること、エ周辺の営農に支障を及ぼさないものであること、オ営農状況について当委員会を經由して鹿児島県に報告すること、とされています。それではそれぞれの条件について見ていきます。

まず、下部の農地における営農について、申請地ではツワブキを栽培しており、収量計画268.3kgに対し実績は475kgであり、計画を上回るものでありました。また、農作物の品質につきまして、著しい劣化はないと報告されております。

続きまして、令和4年度における営農計画書については、生育に支障はなく、知見を有する者の意見書も添付されております。

続きまして、営農型太陽光発電施設の設置による周辺農地への状況ですが、悪影響は確認できませんでした。また被害防除計画書が提出されており、周辺農地への効率的な利用や、農業用排水施設の機能などに支障を及ぼすおそれはないと見込まれます。

なお、営農状況の報告については、毎年2月までに当委員会に提出があり、県に対し報告を行っています。

以上により、当該支柱についての一時転用許可は可能なものに該当します。なお、申請地の排水は、自然流下です。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に調査委員の報告を求めます。

8番委員（尻無濱 俊幸）

議案第18号に係る調査は、4月11日に、10番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

8番委員（尻無濱 俊幸）

申請地では現在、ツワブキを栽培されております。農作物の収穫状況の報告もなされており、適切に営農されています。転用目的は農業機械の利用等を考慮し必要最小限であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありません。また、撤去に必要な資金も準備されており、営農も適切に継続されておりました。これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

議長 (石坂 務)
調査委員の報告が終わりました。

事務局 (鍋藤 雄太)
議長

議長 (石坂 務)
はい事務局

事務局 (鍋藤 雄太)
議案第18号について補足して説明します。議案第18号資料に営農状況の現地写真を添付しております。支柱は2m以上の高さが確保され、現地は適切に就農されている状況であることが、写真によりご確認いただけたらと思います。以上です。

議長 (石坂 務)
事務局の補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)
日程第11、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)
議案第19号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。それでは、整理番号順にご説明いたします。

事務局（岩崎 展幸）

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北〇〇キロメートルの所です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、本件と同時に阿久根市長あて農用地区域からの除外申請が提出されており、この除外に伴う農用地利用計画変更については、諮問第2号でご審議いただいたところです。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第1種農地に該当します。譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在両親と同居しており、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の生活排水処理は、合併浄化槽により処理された後、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の案件は、太陽光発電施設用地への転用を目的とする地上権設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から南東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。地上権者は、〇〇にある〇〇です。地上権者は、本件申請地に太陽光パネル等を設置し、太陽光発電による売電事業を実施するため、本件を申請されました。申請地の排水処理は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の案件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から南東〇〇キロメートルの所です。譲受人は、本市にある〇〇です。譲受人は、駐車場が不足することから、新たに駐車場を整備されるため本件を申請されました。申請地の排水処理は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

8番委員（尻無濱 俊幸）

議案第19号に係る調査結果について、報告します。調査は、4月11日に、10番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側は宅地、北側、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック積をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

8 番委員（尻無濱 俊幸）

続きまして、整理番号2の案件について報告します。申請地は、東側と北側は畑、西側と南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、防護柵を設置することから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。申請地は、東側は道路、北側は山林、西側は宅地、南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ないですか。

7 番委員（高原 熊夫）

2番の太陽光発電施設について、工事にあたり除草剤を使用しているのではないかという話を聞きました。隣接地の耕作者の方が、該当地の上にハウスでミニトマトを栽培しており、除草剤を使用することの理解が得られているのか、お聞きしたいところです。

事務局（岩崎 展幸）

只今7番委員から質疑がありました除草剤使用の件につきまして、現地確認を行った中では、除草剤を使用している状況は確認できていません。ただ、周辺地の農地に対する被害防除には、色々と配慮されるようお願いしているところです。除草剤の散布については、改めて申請者に確認をします。

7 番委員（高原 熊夫）

わかりました。

議長（石坂 務）

他にありませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第12, 議案第20号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第13, 議案第21号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第21号 令和4年 農用地利用集積計画書第4号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年4月28日となります。
(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時52分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
